

令和7年(2025年)4月18日
総務部コンプライアンス・行政経営課 丸山
電 話:026-235-7029(直通)
026-232-0111(代表)内線 2552
FAX :026-235-7030
E-mail:comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp

今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）について【概要版】

～信州 F・POWER プロジェクトなどの共創・協働事例の振り返りをもとに～

共創・協働庁内検討チーム

1 趣旨

社会課題が複雑化・多様化する中、よりよい解決を目指すためには、企業や団体など多様な主体との共創・協働は不可欠である。県の政策目的を達成する上で発生する様々な課題を解決するため県と民間との共創・協働を一層進めていくためには、行政と民間との役割分担や、事業の進展に応じた県の関わり方などについて、これまでの事例を振り返り、今後の取組に活かすべき点や注意すべき点などを明らかにし、その教訓を活かしていくことが重要である。

このため、「包括連携協定」、「信州 F・POWER プロジェクト」、「県民参加型予算」について、これまでの県の対応等を振り返り、今後、共創・協働を進める上でのポイント（留意点）を取りまとめた。

2 これまでの共創・協働事例の振り返り

【包括連携協定】

地域の活性化や県民サービスの向上のため、企業、団体、大学等とさまざまな分野にわたる連携体制を構築するツールとして、平成 19 年以来、45 件の包括連携協定を締結。県の政策の幅を広げるのに効果がある。

（論点・課題）

- ・ 連携による新たな価値の創造
- ・ 連携による成果の見える化
- ・ 協定締結以降の継続的な取組
- ・ 連携協定のテーマの明確化
- ・ 共創相手と県の互恵的な関係づくり

【信州 F・POWER プロジェクト】

豊富な森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業を産業として復活させ、本県の森林再生や木材産業の振興を図る産学官が連携したプロジェクト。

（論点・課題）

- ・ 役割分担と責任の所在に関する対外的な説明
- ・ 県の公共的な立場に関する対外的な説明
- ・ 行政の基本となる補助金執行者としての役割
- ・ プロジェクトの実施状況の説明における企業情報の取扱い

【県民参加型予算】

県予算の構築に当たり県民の新たな発想や問題意識を取り入れ、県政を身近にする取組として、「提案・選定型」と「提案・共創型」の2つのスキームにより令和4年度から試行。

（論点・課題）

- ・ 共通の目的設定・認識共有
- ・ 必ずしも予算化を前提としない制度の必要性
- ・ 県民が参加しやすい仕組み
- ・ 提案者の意欲を反映できる仕組みの必要性
- ・ 民間が得意とする分野の県施策への取り込み

3 共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）

① 共創・協働の相手方の選定における検討

相手方の選定に当たっては、県との協力関係の構築とともに、事業内容や規模によっては共創・協働の相手方における強固なガバナンスや信頼性などの点に留意する必要がある。

② 共創・協働を行う事業の多角的な観点からの検討

県として多額の財政負担を伴う共創・協働の取組においては、事業の必要性の有無、財政支出の適正性、県としての役割の範囲などの観点からの検討のほか、共創・協働におけるリスクや、新しいことへのチャレンジによる可能性について、事業内容や規模に応じてしっかりと評価する視点が重要。また、事業の実施に当たっては多角的な観点から検討を行い、その結果を公表することも必要である。

③ 役割や関与の範囲についての関係者間での共有

関係者間において、スタート時に役割を明示しお互いの理解、合意のもと進めることが求められるが、特に民間主導のプロジェクトにおいては、県の役割や関与できる範囲には限界があるため、関係者間で認識共有を十分に図ることが必要である。

④ 補助金執行者としての善管注意義務

県が補助金を交付する事業については、法令等に基づいて慎重に審査を行うとともに、補助金交付後は、補助金執行者として善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう適切に対応することが必要である。

⑤ 人的・財政的負担等への配慮

当初の取り決めで県として必要以上の人的・財政的負担等を生じないように留意するとともに、事業の進捗や社会経済情勢が変化する中で、県として予期せぬ負担を負うことがないように、関係者間の調整等に当たっては慎重に進めることが必要である。

⑥ 共創による事業構築が円滑に進む仕組みづくり

県では想定していなかった提案や民間が得意とする分野の取り込みが、共創による事業構築を行うメリットであり、今後も推進していく必要がある。

一方で、より柔軟な運用ができる通年型の事業構築への移行や、多様な民間主体の参加を促す仕組みを検討する必要がある。

⑦ 連携協定の締結

企業等から提供される県の有しないノウハウやリソースは、新たな価値を創出するうえで有用であり、今後も連携協定の活用を進めていく必要がある。

なお、連携協定は、必ずしも「包括」にとらわれる必要はなくお互いの強みを活かした実現可能で具体的なものとし、内容をアップデートすることが重要である。共創相手との互恵的な関係づくりを行っていく必要がある。

⑧ 民間事業者に関する情報の取扱い

民間事業者と共創・協働の取組を行う場合は、民間事業者に関する情報の提供には限界があることを県民と共有しつつ、取組に関連する重要な情報に関しては、外部への情報提供のあり方等について、事前に民間事業者と取り決めておくことなどを検討する必要がある。

4 結び

県では、今後取り組むべき様々な社会課題の解決に向けて、今回の振り返りで得られた「共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）」などの教訓を十分に踏まえて令和6年1月に策定した「長野県共創推進指針」の改訂を行うなど、企業や団体など多様な主体との共創・協働を積極的に進めていく。

今後の共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）について

～信州 F・POWER プロジェクトなどの共創・協働事例の振り返りをもとに～

共創・協働庁内検討チーム

1 趣旨

社会課題が複雑化・多様化する中、より良い解決を目指すためには、行政のみならず企業や団体など多様な主体が、共通の目的に向け、それぞれの特性を活かしながら、協力・協調し活動する「協働」が不可欠となっている。また、「VUCA の時代」とも呼ばれ、不確実性が高くなっている中では、行政が課題を抱え、行政だけで解決策を考えるこれまでの仕組みを変え、課題をオープンにし、多様な主体との対話を通じて、アイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集することで、社会や地域の課題解決に資する新たな価値をともに創出する「共創」も必要となっている。

県はこれまで、45 件の包括連携協定を締結し、地域活性化などで一定の成果をあげてきたほか、令和 4 年度からは県民参加型予算を試行し、県予算の構築に当たり県民の新たな発想や問題意識を取り入れるなど、共創・協働の取組を進めてきた。

一方、特定の主体との取組を進めるに当たっては、公益の増進につながる取組内容であることはもとより、公平性や中立性などについて県民から疑念を抱かれないようにするため、県の関与の度合いや担うべき役割を明確にする必要がある。

そうした中で、県の政策目的を達成する上で発生する様々な課題を解決するため民間との共創・協働を一層進めていく上では、行政と民間との役割分担や、事業の進展に応じた県の関わり方などについて、これまでの事例を振り返り、今後の取り組みに活かすべき点や注意すべき点などを明らかにし、その教訓を活かしていくことが重要である。

このため、庁内検討チームを設置し、民間事業や公益事業、法律等に詳しい外部アドバイザーのご助言を得ながら、様々な企業・団体等と多様な分野にわたる連携に取り組んできた包括連携協定、産学官による取組を進めてきた信州 F・POWER プロジェクトや、県民との新たな共創のために試行的に行ってきた県民参加型予算を中心に、これまでの県の対応等を振り返り、今後、共創・協働を進める上でのポイント（留意点）を取りまとめた。

2 これまでの共創・協働事例の振り返り

【包括連携協定】

地域の活性化や県民サービスの向上のため、企業、団体、大学等とさまざまな分野にわたる連携体制を構築するツールとして、平成 19 年以来、45 件の包括連携協定を締結しており、協定を基に様々な企業等との共創・協働が生まれている。

例えば、ビッグデータを活用した取組など、これまでの県のリソースでは実施できなかった取組の可能性も生まれており、県の政策の幅を広げるのに効果がある。

<参考：最近5年間の連携事例>

連携先	連携事項
東急(株) (2025.2.18 締結)	・ 県の魅力発信及び交流の促進 ・ 公共交通の活性化 ・ 県産品の販路及び消費拡大 ・ 県内におけるまちづくり ・ 地域に貢献できる人材育成
楽天グループ(株) (2024.7.8 締結)	・ 「対話」を通じた地域課題解決に向けた取組 ・ 農山村地域の活性化 ・ 県民の脱炭素行動の定着 ・ 高齢者等のデジタル活用の推進
サントリーHD(株) (2021.12.7 締結)	・ 水源涵養力の高い森林環境づくり ・ 「水」や「農産物」の新たな利活用とブランディング ・ 環境保全と次世代への啓発、循環型社会の形成 ・ 地域の活性化に向けた魅力拡大
日産自動車(株)及び県内販売会社 (2021.6.30 締結)	・ 2050 ゼロカーボンの実現 ・ 分散型エネルギー源の確保 ・ 自然環境を活かした新たなライフスタイルの実現 ・ 次世代の育成・学び ・ 防災及び災害時の支援
トヨタグループ (2020.11.10 締結)	・ 2050 ゼロカーボンの実現 ・ 地域交通サービス ・ 交通安全対策 ・ 産業振興 ・ 防災・減災

(論点・課題)

<連携による新たな価値の創造>

県の有しない民間のノウハウやリソースを活用することで、県の政策等の幅を広げることができるため、連携によってどのような価値を生み出せるのかを念頭に置きながら、検討することが必要である。

<連携による成果の見える化>

協定書の連携項目が多岐に渡り、実現に向けたハードルが高い項目も盛り込まれていたり、協定締結以降の社会環境の変化に応じた内容の見直しが十分でないことなどにより、具体的な成果が必ずしも明確でないケースがある。

更新の機会を捉えて、成果の見える化を行うとともに、対話を行い、連携できる項目を見直し、時代の変化に応じてアップデートすることが必要である。

<協定締結以降の継続的な取組>

担当者の人事異動等での交代などにより、締結当時の熱意が維持されず機械的に協定が継続されているケースがある。

また、協定締結自体がいわゆる目的化され、締結以降の取組がなかなか進まないケースも見られる。

協定締結の相手方との間で温度差を生じさせず、連携内容をより充実したものとするため、毎年度定期的に意見交換を行うなど、「対話」の機会を設けることが必要である。

<連携協定のテーマの明確化>

総合的な連携を進めるためには「包括連携協定」であることが望ましいが、具体的な成果を上げるためには「包括連携協定」ではなく、テーマを明確にして各部局が締結する協定の方が効果的な場合がある。

企業や団体との共創・協働において、包括的な連携協定が必ずしも必要ということではなく、テーマ別の連携協定を部局長名で締結することも含め、その在り方を検討することが必要である。

<共創相手との互恵的な関係づくり>

共創相手との具体的な取組について、相手のリソースに依存しすぎる傾向がある。

共創相手と県がそれぞれの強みを持ち寄った取組が更に進むよう、今まで以上に互恵的な関係づくりを行っていく必要がある

【信州 F・POWER プロジェクト】

このプロジェクトは豊富な森林資源を無駄なく活用し、その利益を山側に還元することで林業を産業として復活させ、本県の森林再生や木材産業の振興を図る公益性の高いプロジェクト（具体的には、集中型木材加工施設（製材事業）と木質バイオマス発電施設（発電事業）を一体的に整備・運営することを中核とするもの）として産学官が連携して取り組んできた。

県はこれまで、補助金執行者としての役割とともに、原木の安定供給に向けて、関係者間の調整や素材生産の増加へとつながる林業事業者への支援を行う役割を果たしてきた。

そうした中で、製材事業については、事業の開始にあたり、市場調査や有識者も参加した信州 F・POWER プロジェクト推進戦略会議の議論を踏まえた上で、事業者が主力製品を設定したが、市場動向の変化により販路拡大が思うように進まない状況にあり、結果として、事業者が民事再生手続を進める状況となった。

発電事業については、事業者による資本強化やプラントメーカー選定などに時間を要し着工が遅れたことにより建設費が増加するとともに、同種の施設や製紙用材との競合による燃料材価格の上昇など外的要因の影響を受け、燃料材の供給が計画を下回る状況にあり、結果として、新たに設立された事業者に事業を承継する状況となった。

また、原木供給については、当初、製材事業用の木材（A B材）の端材と副産物として発生する木材（C D材）を発電事業で活用するため、山側から発電施設までをつなぐ体制を構想したが、A B材を用いる製材品の販路拡大が進まないため、C D材の安定供給も困難となり、結果として、需給双方で安定的な取引のできる関係性を十分に構築できない状況にあった。

（論点・課題）

<役割分担と責任の所在に関する対外的な説明>

このプロジェクトは、国庫補助金を活用した基金事業に関する事業募集に対して、民間事業者から提案があった。

県では、この事業提案が、森林資源を無駄なく活用し、県全体の林業・木材産業の活性化に資するものと認められるとともに、集中型木材加工施設（製材事業）と木質バイオマス発電施設（発電事業）を一体的に整備・運営する県内初の取組を構想したものであったことから、産学官の各分野の有識者を交えて慎重に検討を行うため、信州 F・POWER プロジェクト推進戦略会議を設置した。

会議では、原木安定供給や木材加工、バイオマス利用の方向性について議論するとともに、3つの専門委員会を設けて、製材品の市場調査や発電コストの試算などの課題についても検証・分析を実施してきた。会議における一定の条件のもとでの検討を通じて、製材品に市場性が見込まれることや、発電事業で効率性が確保されることなどについて整理を行った。

しかしながら、このように県としてプロジェクトを慎重に進めようとしたことや、県を中心としてプロジェクトの情報発信を進めてきたことなどにより、かえって役割分担や責任の所在がわかりにくいものとなった。

<県の公共的な立場に関する対外的な説明>

関係者との協働により策定した事業構想において、プロジェクトの初期段階における県の役割は、プロジェクト統括や原木安定供給体制の構築等として位置付けられていた。

事業の実施段階においては、民間事業者が推進戦略会議における議論等を踏まえた上で主体的な経営判断に基づいて事業を行う必要があり、県としても民間事業者の経営判断や事業者間の商取引などについては関与しないよう対応してきた。

例えば、発電事業の規模については、事業の採算性に直接関わるものであり、明らかに著しく不合理なものでない限り民間事業者の経営判断を尊重する必要があるものとして対応してきた。

また、県は、原木の安定供給を支援する立場から、民間事業者の事業で使用する原木の供給に関して、供給側の4団体と需要側の民間事業者との間で定期的開催される需給調整会議において、関係者間の調整の役割を担った。会議では需要側と供給側が一堂に会し、木材の生産状況など需給の見通しについて意見交換等が行われたが、木材価格の調整については商取引そのものであることから、県としては関わってこなかった。

このように、プロジェクトに関連する事業はあくまでも民間が主体であること、そのため公共的な立場である県の役割やその関与する範囲は限定的であることなどについて、対外的により積極的かつ丁寧な説明が必要だったと考えられる。

<行政の基本となる補助金執行者としての役割>

県は補助金適正化法や補助要綱等に基づいて事業内容を慎重に審査した上で交付決定を行った立場であることから、交付決定後は、補助金の執行者として善良な管理者の注意をもって、補助目的に沿った事業が実施されるよう指導等を行ってきた。

この役割と責任は行政として最も基本となるものであり、こうした役割と責任を県民や関係者により明確に伝える必要があったと考えられる。

なお、県では、このプロジェクトに関して、補助金以外に財政的及び人的な負担を県として追加的に負うことがないよう、民間事業者との調整等において慎重に対応してきた。

<プロジェクトの実施状況の説明における企業情報の取扱い>

長野県情報公開条例上、法人その他の団体に関する情報で、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるものは、非公開情報とされている。運用としては販売計画や営業計画、経営方針や資金計画などは非公開事項に該当する可能性が高く、特に競争環境にある個別企業の経営情報については総じて秘匿性の高いものである。

このプロジェクトに関しては、県として多額の補助金を交付した事業であることから、関係者のご理解を得ながらできる限り県民に情報提供を行うよう取り組んできたが、限界があった。

【県民参加型予算】

県予算の構築に当たり県民の新たな発想や問題意識を取り入れ、県政を身近にする取組として、「提案・選定型」と「提案・共創型」の2つのスキームにより令和4年度から試行してきた。

「提案・選定型」は、地域振興局ごとに課題テーマを設定し、県民から提案のあった事業案について、当該地域住民による審査を行った上で、県が選定し事業化するもの。

「提案・共創型」は、本庁各部局が課題テーマを設定し、提案者とともに約半年間、継続的に対話を重ねて事業構築するもの。

様々な世代の県民や民間事業者から、県職員とは違った視点からのアイデアをいただき、現場ニーズに則した具体的・実効的な取組の事業化に繋がり、県事業の精度・質の向上が図られた。また、関係者の地域課題解決に取り組む意欲を引き出すことにも繋がっている。

その結果、「提案・選定型」は10事業、「提案・共創型」は5事業を予算化している。

<「提案・選定型」10事業の概要>

振興局名	事業名	事業の内容
諏訪	取り戻そう！豊かだった諏訪の湖～諏訪湖魚介類生息環境修復事業～	魚介類の生息環境の修復を図るため、諏訪湖沿岸域で水生植物帯を試行的に造成し、生息・産卵・哺育できる環境づくり
南信州	南信州のふしぎ発見！日本一コンテナ普及・開発プロジェクト	リニア中央新幹線の開業に向け、南信州の認知度を向上させるため、地域住民が地域の日本一（誇れるもの）を再確認し、自ら守り発展させる行動につながるよう、PR要素の掘り起こしを行い、ブランド化
	リニア新時代を見据えた、「南信州メディカルバレー（仮称）構想元年」	リニア新時代に向けて、南信州地域の環境や風土を活かしたウェルビーイングをテーマとして、全国の研究者や民間企業等から提案を募集し、南信州地域に関心を集めるとともに、提案を効果的に情報発信することで、認知度向上
長野	果樹産地と果樹の支え手“win-win”共創モデル事業	県内果実産出額の4割を占める県内一の「果樹産地ながの」を支える「働き手」を確保し、持続的な果樹産地の発展に資するため、果樹作業への参画を促進する動画作成や農作業マッチングアプリの普及啓発等
佐久	地域資源を活用した小海線利用促進事業 ～地域公共交通の維持・発展を目指して～	小海線の利用を促進するため、公共交通機関を利用したアウトドアアクティビティの楽しみ方や、移住者・ファミリー目線で小海線や沿線地域の魅力を発信
上田	上田地域ワイン・ツーリズム拠点整備・創出事業 ～ワイン産業と観光を盛り上げるマリアージュ大作戦～	ワインを活かした観光地域づくりを更に進めるため、訪れる観光客等が当地域のワインを気軽に楽しめる環境構築や、遊休不動産を活用した新たなワイン関連ビジネスの創出

上伊那	上伊那地域材利活用促進事業	地域材の域内加工・消費を拡大するため、生産者から需要者まで顔の見える推進体制を構築し、リアルとオンラインを組み合わせた情報発信・製品販売の場づくり
木曽	木曽地域材製品・D I Yキット開発事業 ～高付加価値化と利用拡大で人材をつなぎ育てる～	木曽産木製品等の開発を通じて林業・木材産業の人材確保・育成につなげるため、付加価値の高い「新たな木製品」の開発・試作や日常生活で使える「木質空間づくりD I Yキット」の開発・活用実践
北アルプス	北アルプス地域滞在型周遊観光キャンペーン事業	グリーンシーズンにおける滞在日数の長期化と通年誘客を図り、観光消費額増大につなげるため、北アルプス地域全体で地域の魅力を発信し、周遊観光を促すキャンペーンを実施
北信	雪国住宅太陽光発電普及事業	雪国での太陽光発電普及のため、積雪地の建築様式ごとに設置可能な太陽光発電システムを調査・類型化し、設置者（家主）と設置業者双方への情報提供

<「提案・共創型」5事業の概要>

事業のテーマ	事業の概要
信州まつもと空港における賑わいの創出・活性化	航空便利用者だけでなく、空港来訪者や地域住民にとって親しみのある空港とするため、ジェット化開港30周年を契機とした魅力向上事業の実施による賑わいの創出
共生社会の実現に向けた体験機会の創出	障がい者共生条例を踏まえ、「障がいの社会モデル」の理念を普及し、障がい者に寄り添った行動変容を促すため、共生社会実現に向けた体験機会を創出
伝統工芸品を含むクラフト産業の振興	伝統的工芸品の新たなファン・消費者の拡大を図るため、伝統的工芸品とクラフトの魅力を共同発信する場を確保し、クラフトパーソンとの交流・連携を促進
県営住宅空き住戸の有効な利活用	県営団地内の住民コミュニティ形成に向け、多様な世代がつながり支え合う住民主体の取組を促進
県内プロスポーツチームと連携した観光周遊促進モデル構築	県内プロスポーツチームとの共創・連携体制、新規観戦者の増加及び複数チーム観戦を通じた県内周遊を促す仕組みを構築

（論点・課題）

<共通の目的設定・認識共有>

共創的な事業構築を行う場合、提案者・事業構築者と県との間で認識のずれ、方向性の不一致が発生するケースがある。事業構築に入る段階で共通の目的を確認するとともに認識を共有し、方向性を一致させたうえで事業構築に取り組む必要がある。

<必ずしも予算化を前提としない制度の必要性>

予算の上限額があること、単年度事業であることといった条件や、予算化に向けた期限があったことが事業提案及び事業構築に制限をもたらす場合もあった。共創プロセスを重視する場合は必ずしも予算前提としない制度も必要である。

<県民が参加しやすい仕組み>

より多くの多様な提案をいただくための制度設計が必要である。

提案募集するテーマの設定においては、地域性のあるテーマに限定せず、全般的（全県の）なテーマの設定も検討する必要がある。また、提案の募集に当たっては、事業ベースで提案を募ると費用積算を要するなどハードルが高くなってしまうため、アイデアベースの提案もいただきやすくするよう配慮が求められる。加えて、県民に限らず県外企業等からの提案も効果的と考えられ、幅広く様々な主体の参加を求めていくことも重要である。

<提案者の意欲を反映できる仕組みの必要性>

提案者とともに事業を構築する場合、提案者が相応のリソースを割くことになり、参加ハードルの一つになる場合があるため、継続的な事業構築に意欲的に参加していただける仕組みの検討が必要である。また、共に構築した事業といえども事業の実施段階になると必ずしも提案者とともにできないということになると、事業構築への意欲に影響が生ずるおそれがあるため、提案・事業構築者と事業実施者の一致を可能とする制度の研究など、提案者の意欲を反映できる仕組みを考えていく必要がある。

<民間が得意とする分野の県施策への取り込み>

県行政の中に民間の取組内容や手法を取り込むことで、県民サービスの向上に資することも多い。提案者との事業構築においては、民間の強み・得意分野をいかに取り込んでいくかを考える必要もある。

3 共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）

上記2を踏まえ、今後県として共創・協働を進めるに当たっては、特に下記の①から⑧について留意することが必要であると考ええる。

① 共創・協働の相手方の選定における検討

共創・協働の取組においては、県との協力関係の構築とともに、事業内容や規模によっては共創・協働の相手方における強固なガバナンスや信頼性などが重要となることから、こうした点に留意しながら、相手方の選定を行う必要がある。

② 共創・協働を行う事業の多角的な観点からの検討

県として多額の財政負担を伴うような共創・協働の取組においては、事業の必要性の有無、財政支出の適正性、県としての役割の範囲などあらゆる観点からの検討のほか、共創・協働におけるリスクや、新しいことへのチャレンジによる可能性について、事業内容や規模に応じてしっかりと評価する視点が重要である。

また、事業の実施に当たっては、部局横断的な検討はもとより、事業分野に精通した専門家など幅広い分野の外部有識者の協力を得るなど、多角的な観点から検討を行い、検討結果について公表することも必要。

さらに、事業進捗についても、成果や課題等の共有・確認を行い、事業に反映させる必要がある。

③ 役割や関与の範囲についての関係者間での共有

共創・協働の関係者間において、スタート時に役割を明示し、お互いの理解、合意のもと進めることが必要。特に民間主導のプロジェクトにおける県の役割や関与できる範囲には限界があるため、関係者間で認識共有を十分に図ることが必要である。その上で、事業進捗にあたっても、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしていくことが必要である。また、こうした点について、県民や県議会にも明確に示しておくことが必要である。

とくに、県が補助金を交付した事業において、県が当該事業に関する民間事業者の経営判断や商取引等に関与することは慎重である必要があり、県の役割や関与できる範囲を事前に明確化することが一層重要である。

④ 補助金執行者としての善管注意義務

県が補助金を交付する事業については、法令等に基づいて慎重に審査を行い、また、補助金交付後は、補助金執行者として善良な管理者の注意をもって補助目的に沿った事業が実施されるよう適切に対応することが必要である。

⑤ 人的・財政的負担等への配慮

当初の取り決めで県として必要以上の人的・財政的負担等を生じないようにすることが必要である。また、事業の進捗や社会経済情勢が変化する中で、県として予期せぬ負担を負うことがないように、関係者間の調整等は慎重に進めることが必要である。

⑥ 共創による事業構築が円滑に進む仕組みづくり

県では想定していなかった提案や多角的な視点での検討、民間が得意とする分野の取り込みが、共創による事業構築を行うメリットであり、行政ニーズが多様化する現状では今後も推進していく必要がある。

一方で、予算化に向けた条件や期限が事業提案及び事業構築に制限をもたらす場合もあったため、予算化を前提とする年度を特定した事業構築から、より柔軟な運用ができる通年型の事業構築へ移行する必要がある。

また、自由な発想による提案の促進や、提案者の意欲を反映し、多様な民間主体の参加を促す仕組みを検討する必要がある。

⑦ 連携協定の締結

企業等から提供される県の有しないノウハウやリソースは、新たな価値を創出するうえで有用である。連携協定により相手方と関係性を持っていたからこそ、事業化につながった事例もあり、今後も連携協定の活用を進めていく必要がある。

なお、連携協定を締結する際は、以下の点について留意することが必要。

- ・ 連携事項はお互いの「強み」を活かした実現可能かつ具体的なものとし、協定を更新する際は、時代の変化にあわせ内容をアップデートする。
- ・ 相手方との温度差が生じないように、定期的に「対話」を行う機会を設ける。
- ・ 必ずしも「包括」ということにとらわれず、具体的に連携できる連携事項を検討する。
- ・ 事業に必要な経費等について、相手のリソースに依存し過ぎず、共創相手との互恵的な関係づくりを行っていく必要がある。

⑧ 民間事業者に関する情報の取扱い

企業等の民間事業者と共創・協働の取組を行う場合は、民間事業者に関する情報の提供には限界があることを県民と共有しつつ、取組に関連する重要な情報に関しては、外部への情報提供のあり方等について、事前に民間事業者と取り決めておくことなどを検討する必要がある。

4 結び

県では、今後取り組むべき様々な社会課題の解決に向けて、今回の振り返りで得られた「共創・協働の推進に向けたポイント（留意点）」などの教訓を十分に踏まえて令和6年1月に策定した「長野県共創推進指針」の改訂を行うなど、企業や団体など多様な主体との共創・協働を積極的に進めていく。

（参考）検討体制

（１）外部アドバイザー

- ・石井 晴夫 東洋大学名誉教授
- ・大久保和孝 県コンプライアンス推進参与
- ・高橋 聖明 弁護士

（２）庁内検討チーム

- ・リーダー ：総務部長
- ・サブリーダー：参事（共創推進担当）（R7年3月まで）、参事（行政経営推進担当）
- ・メンバー ：林務部長、総務部次長、広報・共創推進課長、人事課長、
コンプライアンス・行政経営課長、財政課長、森林政策課長、
県産材利用推進室長
- ・事務局 ：コンプライアンス・行政経営課